

社会福祉法人いいで福社会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いいで福社会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。ただし、施設長を兼ねる理事については適用しないものとする。

理事長	理事	監事	評議員
年額 300,000円	年額 80,000円	年額 80,000円	年額 20,000円

(費用弁償)

第3条 当法人の役員等が、当法人の職務遂行のため会議に出席又は職務に従事した場合は費用を弁償する。ただし、施設長を兼ねる理事には支給しない。

(費用弁償の額)

第4条 前条に定める費用弁償の額は、次のとおりとする。

理事長・理事・監事・評議員	日額 3,500円
---------------	-----------

(報酬額の計算・支給方法)

第5条 報酬額の計算方法については、役員等が年度の途中において選任された場合はその月から、退任した場合は、その月までの報酬を月割りにより算出して得た額を支給する。

2 報酬の支給は、毎年会計年度の末月において全額支給する。

(端数の処理)

第6条 この規定により、月割計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 年額報酬を12箇月で除した場合に、50銭未満の端数が生じた場合は、端数を切捨て、50銭以上の端数の場合は、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この既定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日より施行する。